

第4次沼津市総合計画基本構想

沼津市

目 次

1 総合計画策定の趣旨	1
2 総合計画の性格	2
3 総合計画の構成と期間	3
4 総合計画推進における基本指針	4
5 将来の都市像	5
6 都市のかたち	6
7 まちづくりの方針	8
【まちづくりの方針の細目】	10
8 総合計画推進のための方策	19

1 総合計画策定の趣旨

本市では、平成13年（2001年）に第3次沼津市総合計画を策定し、目指すべき将来の都市像を「人が輝き、まちが躍動する交流拠点都市・沼津」と定め、平成22年を目標年次として、各種の施策を推進してきました。

この間、市民一丸となって成功に導いた技能五輪国際大会や沼津港のにぎわいづくり、沼津駅周辺総合整備事業の具体的な進展や次世代の沼津を担う人づくりなど、着実なまちづくりの歩みを進めるとともに、平成17年には戸田村と合併し、市南部地域に観光、水産業などの新たな魅力が加わりました。

これまでのまちづくりの歩みや合併という変化に加え、地方自治体を取り巻く環境は、少子高齢化の進行をはじめ、地球規模での環境問題や経済の減速、人・物・情報などのグローバル化や市民ニーズの高度化・多様化、地方分権の進展や道州制導入の検討など、大きく変動しており、これまで経験したことのない大きな変革の時代に突入しています。

こうした時代において、子どもから高齢者まですべての市民がいつまでも安心して心豊かに暮らすことができ、本市が将来にわたり静岡県東部地域の拠点都市として輝き続けるためには、時代の潮流をしっかりと見据え、従来の国主導による画一的な行政から、本市の持つ強みや地域資源にさらに磨きをかけ、地域の特性を最大限に活かした、沼津ならではのまちづくりを進めていくことが重要です。

そのため、市民と行政とが共に目指すべき「まちづくりの目標」である本市の将来像と、それを実現するために必要なまちづくりの方針を示した、第4次沼津市総合計画をここに策定するものです。

2 総合計画の性格

本計画は、次のような性格を持っています。

(1) 市政運営における最上位の計画

市政運営において、最上位に位置づけられる計画であり、本市の各行政分野における様々な計画は、本計画に基づき策定されることとなります。

(2) 市政運営における総合的・基本的・中長期的な計画

本計画は、市政全般にわたる行政分野を包括的に含んだ総合的な計画です。また、中長期的な視点に立って本市の将来の進むべき方向性とその実現に向けた基本的な考え方を示すもので、市政運営を進める上での指針となるものです。

(3) 市民と行政が共有する計画

市民と行政とが共に目指すべき「まちづくりの目標」である本市の将来像と、その実現に向けた考え方や基本的な取組の方針を示すものです。また、この地域において、市民、各種団体、事業者などが主体となって行う諸事業等の指針としての性格も有します。

3 総合計画の構成と期間

本計画は、基本構想、基本計画及び推進計画で構成します。

(1) 基本構想

地方自治法第2条第4項の規定に基づき策定するもので、市民と行政とが共に目指すべき「まちづくりの目標」である本市の将来像と、それを実現するためのまちづくりの方針を示したものです。

平成23年（2011年）を初年度とし、目標年次を平成32年（2020年）とする10年間を設定しますが、本市を取り巻く社会情勢等に大きな変化があった場合は、計画期間内であっても必要に応じて見直すものとします。

(2) 基本計画

基本構想で定めた本市の将来像やまちづくりの方針を受けて、その実現のために必要な施策の体系化と施策内容の明確化を行うものです。

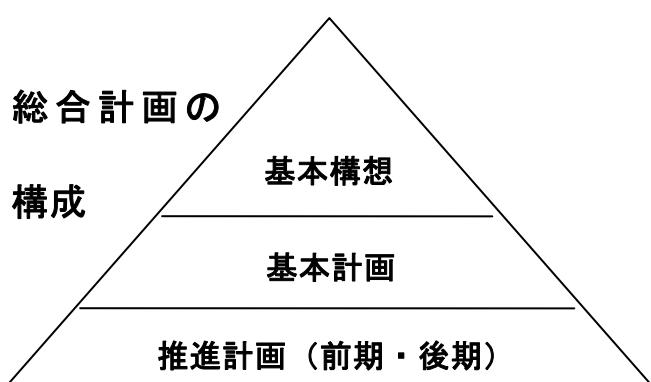
基本計画は、基本構想と一体を成す計画であることから、その計画の期間は、基本構想と同じく平成32年（2020年）までとしますが、社会情勢等の変化に的確に対応できるよう、計画期間内であっても必要に応じ見直すことができるものとします。

(3) 推進計画

基本計画に示された施策を具体的に実現するための事務事業をとりまとめたものです。計画期間は、前期・後期の5年毎とし、最少の経費で最大の事業効果が得られるよう、その実施方法等について、毎年度検証するものとします。

表 第4次沼津市総合計画の構成と目標年次

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
西暦	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
基本構想	←→									
基本計画	←→									
推進計画	←	前 期	→	←	後 期	→				



4 総合計画推進における基本指針

第4次沼津市総合計画を推進するに当たり、時代の潮流及び本市の特性、課題等を踏まえ、人々の営みの基盤となるかけがえのない地球環境を守っていく中で、市民共通の財産である地域資源を沼津の宝へと磨きあげ、本市のみならず県東部地域全体が発展するまちづくりを、市民と行政との協働により実行していきます。

このため、以下の3つを本計画の推進における基本指針として、今後のまちづくりを進めています。

(1) 環境を大切にし、地域資源を活かしたまちづくり

量的・物質的拡大のみを追求する時代の終わりを迎える中、次世代に向けて、かけがえのない地球環境を守り、環境にやさしい社会づくりを進めるとともに、地域の持つ固有の資源を活かした沼津ならではのまちづくりを進めていくことが必要です。

幸いにも、本市には、先人たちにより守られてきた海・山・川の豊かな自然環境をはじめ、多くの歴史・文化遺産、あじの干物やお茶、みかんに代表される特産品など、多種多様な地域資源があります。

環境との共生を図る中で、こうした市民共通の財産である地域資源を次世代に確実に引き継ぐとともに、豊かな地域資源を沼津の宝へとさらに磨きをかけることにより、沼津市民としての誇りと郷土愛をはぐくみ、地域の個性、魅力を最大限に活かしたまちづくりを進めます。

(2) 静岡県東部地域全体が発展するまちづくり

地方分権の流れの中で、市町村合併の進展や道州制導入の検討など、地方自治の枠組みの再編が進められる一方、グローバル化・ボーダレス化の一層の進展等により、国全体や海外にも目を向けた広い視点でのまちづくりが求められています。

本市をはじめとする県東部地域が将来の枠組みの中で埋没しないため、また、海外をも視野に入れた広い視点でのまちづくりを進めていくため、県東部地域全体の発展を常に意識したまちづくりを進めます。

(3) 市民主体の協働のまちづくり

少子高齢化の進行、厳しい経済財政状況、地方分権の進展など、地方自治体を取り巻く環境が大きく変化する中、ますます高度化・多様化する市民ニーズや地域課題に応えていくためには、これまで以上に市政への市民参加、市民と行政との協働のまちづくりが必要となっています。

本市では、市民と行政がお互いの信頼関係のもと、共に支え、共に汗を流し、力を合わせてまちづくりを進めていきます。

5 将来の都市像

本市は、第1次総合計画策定時から一貫して、都市の主役は「人」であり、都市は人々の豊かで幸せな活動の舞台であるという考えに立って、まちづくりを進めてきました。

今後においても、常に人が主役であることを念頭におき、人が生活を営む上で欠くことのできない環境を大切にする中、市民が潤いと安らぎ、そして、幸せを実感した生活を送り、その幸せな生活を次世代にも継承することができるまちづくりを市民と協働で進めていきます。

また、県東部地域の拠点都市として、本市のみならず、県東部地域全体が発展していくための、中心的かつ先導的な役割を担っていきます。

こうしたことを踏まえ、第4次沼津市総合計画における将来の都市像を次のように掲げ、これからまちづくりを進めていきます。

「人と環境を大切にする県東部広域拠点都市・沼津」

人を大切にするまち

- ・子どもから高齢者まで、すべての市民が生きがいを感じ、いきいきと元気に暮らすことができるまち
- ・安全・安心の中、潤いと安らぎを感じ、誰もが安心して子どもを産み育てることができ、沼津に住んで良かった、沼津に住み続けたいと思えるまち
- ・市民一人ひとりが尊重されるとともに、それぞれの地域が大切にされ、いつまでも、地域コミュニティが機能し続けるまち

環境を大切にするまち

- ・市民生活に潤いと安らぎを与える自然環境が守り育てられ、豊かな自然の恵みを将来にわたり享受できる自然と共生したまち
- ・省エネルギー・リサイクルの促進など、環境への負荷をできる限り抑え、将来にわたり、いつまでも幸せを実感した市民生活を送ることができるまち
- ・身近な環境を大切にすることで、郷土愛をはぐくみ、沼津市民としての誇りを感じることができるまち

県東部広域拠点都市

- ・商業、業務、医療、教育、文化、芸術などの高次都市機能が集積し、こうした都市機能の集積による高度な都市的サービスを近隣市町に提供する県東部地域の中心のまち
- ・人・物・情報の活発な交流が、県東部地域を越え、国内遠隔地や海外にも広がったまち
- ・県東部地域の行政、経済、教育、文化等の中心のまちとして、地域の発展を牽引するまち

6 都市のかたち

沼津市は、首都圏から中京圏、関西圏をつなぐ国土軸上にあって、首都圏との近接性や北駿、伊豆地域への交通結節点としての地理的優位性を活かし、県東部地域の拠点都市として発展してきました。

一方、地方自治体を取り巻く環境は、人口減少社会の到来や少子高齢化の急速な進行、地球規模での環境問題や地方分権のさらなる進展等、大きく変化しています。

こうした状況の中、豊かな自然の恵みをいつまでも享受することができ、次世代にわたり幸せを実感した市民生活を送ることができるまちづくりを進めていくためには、本市の中で、人がどこに住むようになるのか、どこに住みたいと思うのかを考え、人口が減少しても「コミュニティがくずれない、環境が守られる」都市づくりに取り組んでいく必要があります。

現在の「日常生活圏」を大切にしつつ、今後の人口減少、少子高齢化の進行などを視野に入れながら、今後もコミュニティを維持し、環境と共生することのできるまちづくりを進めるために、人々が生活するのに必要な機能が集約された拠点となるべき場所として、いくつかの「地域核」を形成し、これらの「地域核」に都市機能を集約させていきます。さらに、地球規模の環境保全が重要な課題となる中で、超高齢社会を迎えるこれからは、「地域核」同士を結ぶ移動手段として、公共交通を基本として考えていくことが重要です。こうしたことから、「地域核」は鉄道駅を中心に形成し、鉄道駅の無いところは、バス路線が充実し、人口集積が多い地域を「地域核」としていきます。

また、幹線道路の供用などにより生活利便性が飛躍的に高まり、新たな「地域核」となりうる地域においては、郊外部であっても住宅地などへの活用を図ります。

豊かな自然に恵まれた本市の自然環境を次世代へと確実に引き継いでいくために「地域核」や「日常生活圏」以外の地域は環境保全を基本とします。

今後も、本市が県東部地域の拠点都市としての役割を担いながら、「地域核」を中心とした「効率的な都市経営」と「環境との共生」の両立を図る「環境共生型多核都市」構造の都市を目指していきます。

(1) 「都市外縁部の緑と水」

- ・愛鷹山麓や達磨山山系は、本市の自然景観の一端を担うとともに、水源涵養機能など公益的機能を備えています。今後においても、緑の保全を基本として、観光・レクリエーションの場などの活用を図ります。
- ・約62kmに及ぶ海岸線は、本市が誇る自然資源です。このかけがえのない自然をふれあいの場として活用するとともに、いつまでも美しい海として保全に努めます。

(2) 「地域核・中心核」

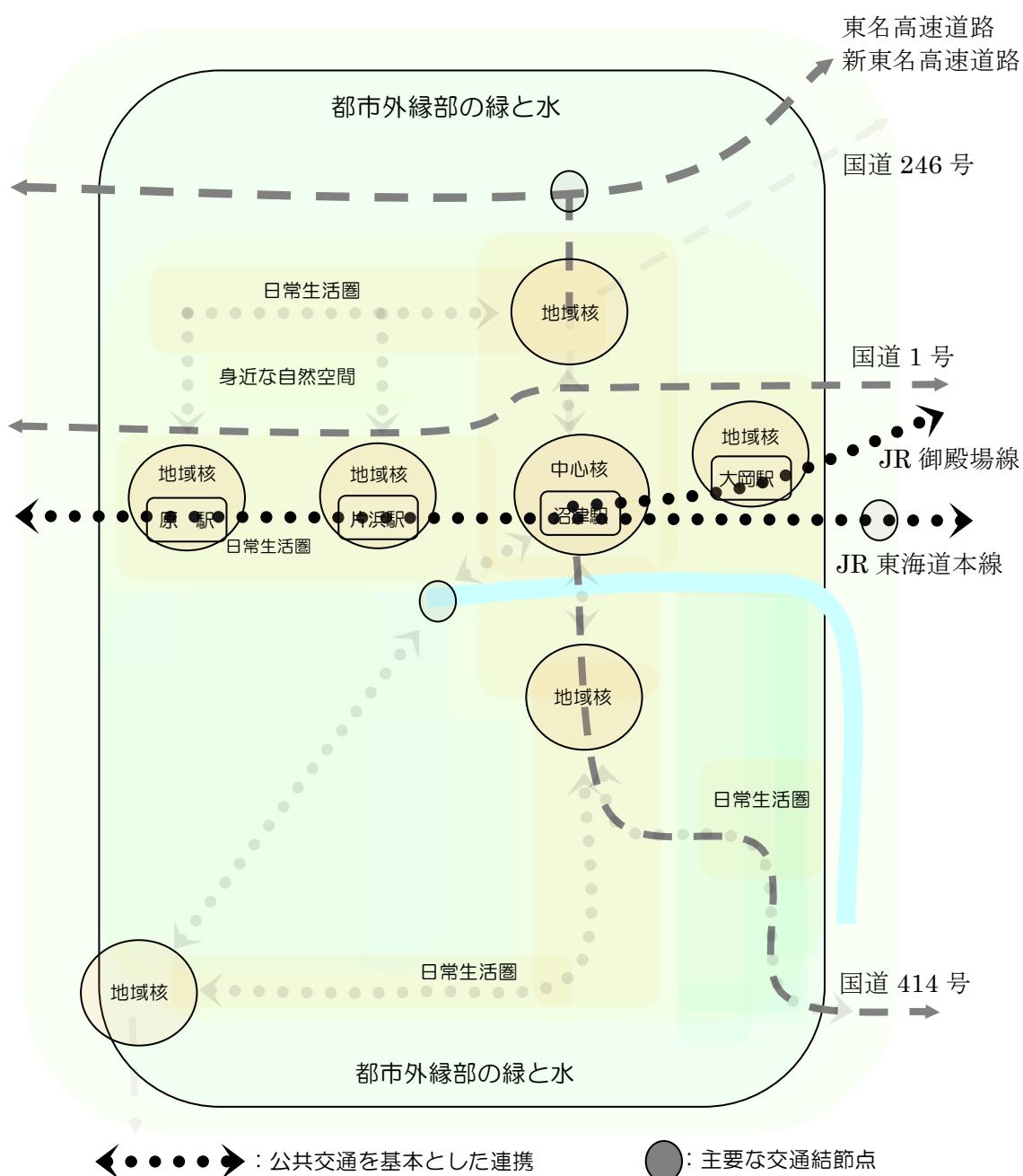
- ・鉄道駅周辺や、基幹的なバス路線の沿線地域など、生活や移動に便利な地域を地域核とし、利便性が高く安心して住むことのできる質の高い生活環境を創出します。
- ・沼津駅周辺地域は、県東部地域の都心として、中心核と位置づけ、高次都市機能の集積を図ります。

(3) 「日常生活圏」

- ・地域核の周辺に広がる日常生活圏は、環境との共生と地域コミュニティや生活環境の維持を基本とし、安全・安心で特色ある地域づくりに努めます。

(4) 「身近な自然空間」

- ・狩野川、香貫山、千本松原など、本市の景観を形成する身近な自然空間は、今後においても本市の大切な自然資源として保全するとともに、市民の憩いの場としての活用を図ります。
- ・日常生活圏の周辺などに広がる農地は、健康な食生活を支える生産基盤としての役割を担うと同時に、国土保全や景観要素としても重要なことから、今後とも保全に努めます。



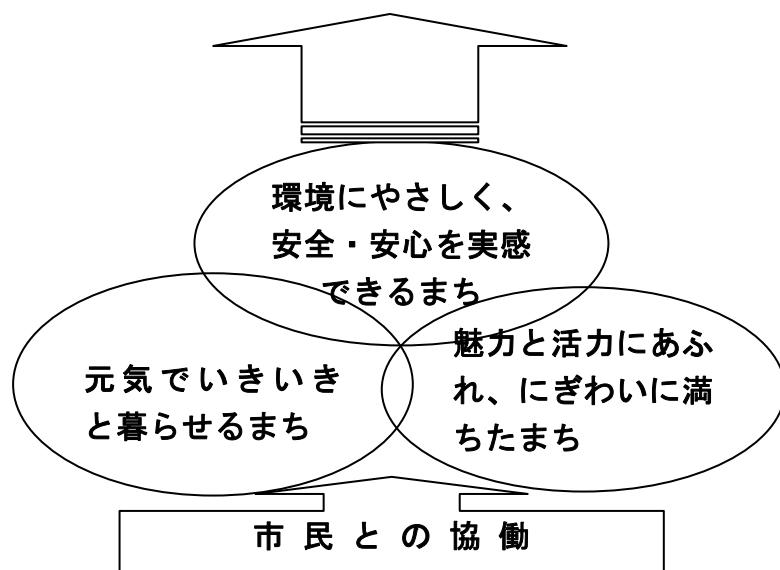
7 まちづくりの方針

市民が日常生活の中で安全・安心を実感し、将来にわたり快適に暮らせるまちづくりを進めるため、「環境にやさしく、安全・安心を実感できるまち」の実現に取り組んでいきます。

また、安全・安心に加え、市民生活に潤いと安らぎを与え、活力とにぎわいに満ちたまちづくりを進めるため、「元気でいきいきと暮らせるまち」、「魅力と活力にあふれ、にぎわいに満ちたまち」の実現に、市民と協働して取り組んでいきます。

将来都市像

「人と環境を大切にする県東部広域拠点都市・沼津」



(1) 環境にやさしく、安全・安心を実感できるまち

自然や環境を保全しながら活用するとともに、災害等に強く、快適に暮らせるまちづくりを進めます。

人々の活動が質、量ともに拡大した結果、環境への負荷が増大し、地球規模での環境問題が深刻化しています。このような中、本市の豊かな自然・環境の恵みを次世代に継承し、低炭素で循環型のまちを目指していくため、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たしながら連携し、身近な環境から地球環境まで目を向けた取組を進めています。

また、様々な災害や犯罪、さらにはこれまで想定できなかった危機事象から市民の生命、財産を守るとともに、円滑な道路交通の確保をはじめ、緑豊かな空間づくりや快適な住環境の整備などに努め、すべての市民が安全・安心を実感できるまちづくりを進めます。

(2) 元気でいきいきと暮らせるまち

誰もが潤いと安らぎを感じ、いつまでも元気でいきいきと暮らせるまちづくりを進めます。

都市の主役は「人」であり、都市の活力は、そこに住む人々が生涯にわたって心身ともに健康で、いつまでも元気でいきいきと活動することから生まれます。

このため、次代の沼津を担う子どもたちを安心して産み育てることができる子育て環境づくりや、子どもたちが健やかに育ち、将来に夢と志を持って自らの可能性を広げることができる教育環境づくり、保健・医療の充実や生涯にわたる生きがいづくりなどを推進し、子どもから高齢者までがいつまでも元気でいきいきと暮らせるまちづくりを進めます。

また、すべての市民が互いを尊重し、理解し、住みなれた地域において共に支え合うことで、潤いと安らぎを感じられる、心のかよった、あたたかさに満ちたまちづくりを進めます。

(3) 魅力と活力にあふれ、にぎわいに満ちたまち

市民一人ひとりがここに住む喜びと誇りを抱き、市民自らが沼津の持つすばらしさを広め、誰もが住みたい、訪れたいと思う、魅力と活力にあふれ、にぎわいに満ちたまちづくりを進めます。

人口減少社会が到来した現在、定住人口のみならず、本市発展の原動力となってきた交流人口の拡大に努め、地域の活力を強化していく必要があります。

今後においても、地域の魅力の発信やにぎわいの創出、本市のみならず県東部地域の「顔」となる中心市街地の活性化などを通じて、人・物・情報の行き交う、魅力あるにぎわいのまちづくりを進めます。

そして、こうした交流によりもたらされたエネルギーを、商業をはじめ、工業、農業、水産業、観光業など、幅広い構造を有する本市産業の活力に転化し、たくましいまちづくりを進めます。

また、県東部地域の拠点都市にふさわしい、高次都市機能を有するまちづくりを進めるとともに、将来にわたり、本市のみならず県東部地域全体が発展していくための広域都市づくりに向けた中心的かつ先導的な役割を担っていきます。

【まちづくりの方針の細目】

1 環境にやさしく、安全・安心を実感できるまち

(1) 環境にやさしいまち

① 地球環境保全への貢献

地球環境への負荷の軽減を図るため、市民エコ活動の推進や省エネルギー・新エネルギーの普及及び促進、また、市全体の地球温暖化対策計画の推進など、市民、事業者、行政がそれぞれの役割と責任を担いながら、低炭素社会の実現に向けた取組を進めます。

② 自然環境の保全と活用

海・山・川の豊かな自然環境を次世代に確実に引き継ぐため、自然環境の保全に努めるとともに、魅力ある地域資源として活用を図ります。

③ 資源循環型のまちづくり

市民や事業者の理解と協力を得ながら、ごみの発生を抑制するとともに、再利用・再資源化を推進し、資源循環型のまちづくりを進めます。また、ごみの適正処理に当たっては、環境負荷が少なく市民への負担も少ない、ごみ処理システムとなるよう取組を進めます。

④ 汚水処理対策の推進

河川や海の水質保全のため、計画的かつ効率的に下水道の整備を推進するとともに、下水道施設の適切な維持管理に努めます。また、家庭や事業者からの排水対策やし尿処理の適正化を進めます。

⑤ 公共交通の活性化

環境にやさしい交通体系を構築するため、市民の足となるバス路線の利便性向上を図るなど、市民ニーズに対応し、誰にとっても便利な公共交通体系の整備を進めます。

(2) 安全・安心で快適に暮らせるまち

① 災害に強いまちづくり

市民の生命、財産を災害から守るため、市民の備えを促進するような適切な情報提供に努めるとともに、消防・救急体制の充実や、自主防災組織・消防団の充実及び強化など、地域防災力の向上を図ります。また、大規模地震や局地的な集中豪雨などによる被害を最小限にとどめるため、公共施設の耐震化や治山、治水対策などの防災対策を進めます。

② 市民生活の安全確保

犯罪のない、誰もが安心して暮らすことができる社会をつくるため、地域、警察、行政などの連携による、犯罪を未然に防止するまちづくりを推進します。また、感染症や食品偽装など、これまで想定できなかった市民生活を脅かす新たな危機事象にも備えた、危機管理体制の充実及び強化を図ります。

③ 安全で円滑な道路交通の確保

市民の日常生活を支える生活道路や交通安全施設の整備と維持管理に努めるとともに、交通マナーの向上や交通安全への意識の啓発に取り組み、誰にとっても安全で円滑な道路交通の確保を図ります。

④ 緑豊かな空間づくり

市民生活に潤いと安らぎを与える緑の空間づくりを進めるため、身近な緑の保全や公共施設等の緑化に努めるとともに、地域と連携し、市民が親しみやすい公園づくりを進めます。

⑤ 新たな住宅地の創出と快適な居住環境の整備

定住を促す新たな住宅地の創出を図るとともに、地域の特性を活かした良好な景観づくりや個人住宅の耐震化促進など、安全で快適な居住環境の整備に努めます。

⑥ 良質な上水道の安定供給

良質で安全な水道水を安定的に供給するため、水資源の効率的な利用を図るとともに、水源の保全や水道施設の維持及び拡充に努めます。

2 元気でいきいきと暮らせるまち

(1) あたたかさに満ちた親切なまち

① 親切で便利なまちづくり

急速に進化する情報通信技術を積極的に活用し、地域・産業・行政における高度情報化を進め、ＩＣＴ社会に対応した利便性の高いまちづくりを進めます。また、年齢、性別、国籍、障害の有無などを問わず、すべての人が暮らしやすく自立した社会生活を送れるよう、ユニバーサルデザインの視点に立った取組を進めるなど、市民にとって親切なまちづくりを進めます。

※ I C T : Information and Communication Technology の略であり、情報通信技術のことという。I T (Information Technology : 情報技術) よりも他者に伝達する Communication を具体化した表現であり、国際的にも定着している。

※ユニバーサルデザイン：「すべての人のためのデザイン（構想、計画、設計）」という意味であり、年齢、性別、身体、国籍などの違いを超えて、すべての人が暮らしやすいように、まちづくりやものづくり、環境づくりなどを進めていくという考え方をいう。

② 男女共同参画社会の実現

性別にかかわりなく、すべての個人が互いの人権を尊重し、社会のあらゆる分野への参画と能力発揮の機会が等しく保障される男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画基本計画に基づき、男女平等などの意識啓発や仕事と生活の調和の実現の促進など、総合的に施策を展開していきます。

③ 多文化共生と国際交流の推進

国籍や文化などの違いにかかわらず、地域に暮らすすべての人々が、お互いの理解のもと、安心して共に暮らせるよう、多文化共生社会の実現を目指します。また、地球規模で人・物・情報が飛び交うボーダレスの時代に対応した国際交流の推進に取り組みます。

④ 住みよい地域づくり

地域の課題やニーズにきめ細かく対応し、住みよい地域づくりを進めるため、地域コミュニティ活動に対する支援やネットワークの形成、活動拠点整備の推進などを通じて、地域コミュニティの充実を図ります。

(2) 夢ある人を育てるまち

① 子育て環境の整備

誰もが安心して子どもを産み育てることができるよう、多面的かつ効果的な子育て支援サービスを提供するとともに、多様化する保育需要に対応するため、保育サービスの充実や保育環境の向上など、総合的な子育て環境の整備を進めます。

② 子どもの教育の充実

変化の激しい社会を生きる子どもたちにとって重要な、子どもの「生きる力」をはぐくむとともに、子どもが将来に対して夢と志を持ち、自分の可能性を広げができるよう、家庭教育の充実支援や、幼児教育の充実を図るとともに、確かな学力や豊かな人間性、健康な心身をはぐくむ学校教育を進めます。

③ 社会が支える子育ての推進

少子化や家族形態の多様化が進む中、地域で子育て活動を行う団体に対する支援や相談体制の充実、職場における子育てに対する理解の促進を図るなど、社会全体で子育てを支援する取組を進めます。

④ 青少年の健全育成

青少年健全育成宣言都市として、地域の特性を活かしながら、地域ぐるみで青少年の健全育成や非行防止活動を展開するとともに、青少年のための体験活動の推進を通じ、青少年の社会性をはぐくむ取組を進めます。

(3) 生涯いきいき暮らせるまち

① 保健・医療の充実

誰もが心身ともに健康で明るく元気に生活できるよう、健康増進と疾病予防を重視した生涯を通じた健康づくりを推進するとともに、市民が自発的に健康づくりに取り組むための支援を進めます。また、市立病院の安定経営に努める中、高次医療機能の充実を図るとともに、地域の医療機関との連携などにより、医療体制の一層の強化を図ります。

② スポーツの推進

余暇の利用や健康志向の高まりなどに伴い、健康づくりや体力づくりなどの生涯スポーツを推進するとともに、スポーツ人口の拡大にもつながる競技スポーツの振興を図ります。また、体育館をはじめとしたスポーツ・レクリエーション活動を行う施設の充実を図ります。

③ 生涯学習の充実

誰もがいつでも自由に学ぶことができるよう、市民ニーズに応じた学習の場や機会の拡充を図るとともに、情報の提供を推進し、市民の生涯にわたる自主的な学習環境の充実を図ります。

④ 芸術・文化の振興

市民の豊かな情操と創造力をはぐくむ芸術鑑賞や文化活動などの文化に関する環境の充実や施設のさらなる活用を図ります。また、地域の歴史と伝統を表す史跡や文化財の保護及び継承に努めるとともに、展示や学習の場の充実などにより、歴史資源への理解とその活用を図ります。

(4) 心のかよう支え合いのまち

① 共に支え合う福祉のまちづくり

市民一人ひとりが住み慣れた地域の中で、安心して心豊かな生涯を過ごせるよう、互いに自立を支え合う福祉コミュニティの推進を図るなど、市民、事業者、行政が協働して福祉のまちづくりを進めます。

② 高齢者福祉の充実

高齢者がいつまでも健康で、社会の中でいきいきと暮らすことができるよう、高齢者の生きがいと健康づくりを進めます。また、地域包括支援センターを中心に住み慣れた地域で高齢者が安心して生活を送れるための支援体制の充実を図るとともに、支援が必要な人のための福祉施設の整備に努めます。

③ 障害者福祉の充実

障害者の支援体制の充実を図るとともに、地域での生活を支える各種サービス基盤の整備と充実に努めます。また、障害者の雇用・就業機会の拡充などに努め、地域全体で支え合う地域づくりを進めます。

④ 社会保障制度の充実

生活に困窮している人の生活の安定と自立の支援に向けた相談及び援助の充実に努めます。また、相互扶助の精神に基づき、関係機関と連携し、国民年金制度に関する相談や啓発などを実施するとともに、国民健康保険制度などの円滑な運営に努めます。

⑤ 労働・消費生活の支援

労働施策に関し、関係機関との連携のもと、安定した暮らしを送れるための雇用機会の拡充、勤労者福祉の充実、良好な労働環境づくりなどに努めます。また、消費生活に関しては、消費者が自ら合理的に判断し、行動するための意識啓発や消費生活相談機能の充実を図り、消費者の権利の保護と自立支援に努めます。

3 魅力と活力にあふれ、にぎわいに満ちたまち

(1) 魅力のあるにぎわいのまち

① 沼津の魅力発信

海をはじめとした豊かな自然やその恵みなど、本市の有する様々な有形無形の資源や強みを活かして「沼津の宝」とし、市民が誇りに思い、訪れる人が魅力を感じて満足していただけるようなまちづくりを進めます。また、「沼津の宝」を国内外へ積極的に発信していきます。

② 沼津ならではのおもてなし

市民一人ひとりが、それぞれにできる行動を通じて、本市を訪れる人をお迎えする、おもてなしの心あふれるまちづくりを進めます。

③ にぎわいの創出

地域資源の特性を活かした魅力あるイベント開催や、沼津港などのスポットの整備により、本市の魅力となる資源を磨き上げるとともに、にぎわいの空間を有機的に結ぶ回遊性の高いまちづくりを進めます。

④ 中心市街地の活性化と魅力ある空間づくり

沼津駅周辺総合整備事業や市街地の再開発などにより、土地利用の高度化や拠点的都市機能の集積、利便性の高い快適な居住環境の創出など、魅力ある中心市街地の再整備を推進します。

⑤ 体系的な交通網と交通環境の整備

人・物・情報のさらなる交流を促すため、東名高速道路及び新東名高速道路のインターチェンジや（仮称）沼津サービスエリア、沼津港や戸田港、鉄道駅などを結ぶ体系的な交通網の整備を進めます。また、鉄道、バスなどの公共交通機関の利便性を向上し、人・物が活発に往来できる交通環境の整備を進めるとともに、新しい交通システムについての研究を進めます。

(2) 活力あふれるまち

① 商業・サービス産業の振興

先端性を持ち、消費者のニーズに敏感な個店の集まった、魅力的な商店街づくりを進め、集客力の高い商業の活性化を図ります。また、豊かな沼津の味覚を提供する飲食業など、本市を訪れる人のおもてなしをするサービス産業の振興に努めます。

② 観光・コンベンションの振興

富士・箱根・伊豆といった国際的な観光地としての潜在力を持つ地域のネットワークを活用しつつ、本市の魅力の顕在化に努め、観光の振興を図ります。また、近隣市町とも連携しながら、コンベンションの誘致などにより、内外から人々を地域に引き入れる新たな取組を進め、交流の拡大に努めます。

③ 工業・ものづくりの振興

企業の経営基盤の強化や産学官連携による研究開発機能の向上などにより、経済のグローバル化や技術革新などの環境変化に対応した、競争力の高い工業の振興を図ります。

④ 新産業の育成

ものづくりの技術集積やファルマバレープロジェクト、中心市街地に集積された都市機能など、本市及び地域の持つ潜在力を活かし、産学官連携や農商工連携、創業者支援の拡充などを進め、新産業の育成を図ります。

⑤ 農林水産業の振興

農林水産業の維持や経営の安定化に向けて、生産基盤の整備を進める一方、農林水産資源や優良農地の保全と有効活用、後継者や担い手の育成及び支援などに努めます。また、地産地消の促進や新商品の開発などを通じて、地場の特産品の振興に努め、消費者ニーズに対応した地域産業としての確立を目指します。

(3) 静岡県東部地域を牽引するまち

① 都市的服务の提供

本市はこれまで、県東部地域における多様かつ高度な都市的服务を提供する拠点都市としての役割を担ってきました。今後においても、これまで蓄積した都市集積を土台として、より一層の都市機能の集積と高度化を図るとともに、近隣市町との連携及び補完により、県東部地域に質の高い都市的服务を提供していきます。

② 広域連携の推進

広域的な機関や団体等を通じ、本市のみならず近隣市町の広域的な住民ニーズに対応した、行政サービスの提供に努めていきます。

③ 新たな広域都市づくり

市町村合併の進展や道州制導入の検討など、地方自治の枠組みの再編が進められている中で、本市をはじめ県東部地域が決して埋没することなく、将来にわたり輝き続けるため、自己責任と自己決定によるまちづくりが可能となる広域都市づくりに向けた取組を進めます。

8 総合計画推進の方策

市民ニーズの高度化・多様化と地方分権が進展する中、第4次沼津市総合計画を着実に推進していくためには、より市民に開かれた市政を推進し、市民主体の協働によるまちづくりを進めるとともに、簡素で効率的な行財政運営に努めていく必要があります。

(方策の柱1) 市民主体の協働のまちづくり

① 協働の推進

市民、各種団体、NPO、事業者、行政が、互いの立場を尊重し、行政が責任を持つ領域、市民などが担う領域、共に協働する領域を整理した協働のまちづくりを進めます。また、まちづくりの一翼を担う市民、各種団体等の様々な活動の活性化への支援に努めるとともに、民間活力のさらなる活用を図ります。

② 情報公開の推進と市政への市民参加の拡充

市政への市民参加を図っていくためには、市民の声が大切にされ、市民と行政とが正しい情報を共有することが重要です。このため、市政情報の積極的な公開及び提供や様々な手法による多種多様な市民意見の聴取など、広報・広聴活動の充実に努めるとともに、住民自治が確立した市民主体のまちづくりを進めます。

(方策の柱2) 簡素で効率的な行財政運営

① 効率的な行財政の推進

高度化・多様化し、ますます増大する行政ニーズに的確に対応するため、最少の経費で最大の効果をあげる行財政運営が求められています。このため、行政評価システムによる効果的で計画的な政策推進に努めるとともに、自主財源の安定確保や投資効果の検証に基づく事務事業の統廃合などにより、効率的な財源配分に努め、時代の潮流や市民ニーズを的確にとらえた各種施策の展開を図ります。

② 行政改革の推進

市民ニーズに適合した質の高い行政サービスを常に提供していくため、市民の視点に立って、行政改革のさらなる推進を図るとともに、適材適所の人材活用や適正な行政組織づくりなどに取り組みます。